

日田市デマンド交通システム構築・運用保守業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、「日田市デマンド交通システム構築・運用保守業務」に係る契約候補者の選定にあたって、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

日田市デマンド交通システム構築・運用保守業務

(2) 業務内容

別紙「日田市デマンド交通システム構築・運用保守業務に係る基本仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年1月31日

※本業務期間満了後のシステム利用・運用保守に関しては、継続利用を前提として別途協議により契約を締結する。

(4) 見積限度額

初期構築費用 3,053,000 円（税込）

システム利用・運用保守費用 1,158,000 円（税込）

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加資格者の資格）に規定するものに該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (4) 法人の場合は、法人税や消費税等を、個人の場合は所得税や消費税等を完納していること。
- (5) 日田市から指名停止を現に受けていない者であること。
- (6) 情報セキュリティに関する公的認証又は個人情報保護に関する公的認証を取得していること。

※「日田市指名競争入札（見積）参加資格者名簿」への登載は参加資格要件とはしないが、登載されていない法人の場合は、商業登記履歴事項全部証明書、直近年度の納税証明書を提出すること。

4. 選定スケジュール

項目		日程（予定）
1	募集開始（ホームページ）	令和8年4月22日（水）
2	質問受付	令和8年4月22日（水）～4月30日（木）
3	質問回答日（予定）	令和8年5月8日（金）
4	参加申込書・提案書等の提出期限	令和8年5月18日（月）
5	1次審査：書面審査（予定）	令和8年5月20日（水）
6	1次審査結果通知（予定）	令和8年5月21日（木）
7	2次審査：プレゼンテーション・デモ（予定）	令和8年5月29日（金）
8	審査結果通知（予定）	令和8年6月1日（月）
9	契約締結（予定）	令和8年6月中旬

5. 参加手続

(1) 実施要領及び仕様書等の配布

- ① 配布期間 令和8年4月22日（水）～5月18日（月）
- ② 配布場所 日田市ホームページからダウンロード

(2) 企画提案書等の応募書類の提出

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次のとおり参加申込書及び企画提案書等を提出すること。なお、期限までに参加申込書及び企画提案書等を提出しなかった事業者からの提案は受け付けないものとする。

① 提出書類

別紙1「企画提案書等応募書類一覧」に掲げる書類等

② 企画提案書の作成方法

別紙2「企画提案書作成要領」のとおり

③ 提出方法

正本1部、副本10部を郵送又は持参すること。

※「機能要件一覧表（様式第6号）」については、紙媒体での提出のほか、電子データを電子メールで送付すること。

※郵送の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出すること。

④ 提出期限

令和8年5月18日（月） 午後5時必着

⑤ 提出先

「14. 担当部署」に同じ

⑥ 提出された応募書類の取扱い

(ア) 提出された応募書類は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外での目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合には、日田市情報

公開条例に基づき取り扱うこととする。

(イ)提出された応募書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製をおこなうことがある。

(ウ)提出された応募書類は返却しない。

6. 質問の受付及び回答

(1) 質問受付期間

令和8年4月22日(水)～4月30日(木) 午後5時まで

(2) 提出方法

「14. 担当部署」に記載のメールアドレスに電子メールで送信すること(受信確認の電話を行うこと)。なお、電子メールの件名は「日田市デマンド交通システム構築・運用保守業務に係る質問について」とすること。

(3) 提出書類

「質問書(様式第7号)」に必要事項を記載すること。

(4) 回答方法

質問への回答は質問者名を伏せて市ホームページに掲載し、個別には回答しない。なお、質問に対する回答は、本業務の実施要領や仕様書に記載する内容の追加又は修正とみなす。

(5) 回答日時

令和8年5月8日(金) 午後5時

なお、質問書を受理後、回答の準備ができたものから順次、市ホームページに掲載することがある。

7. 審査主体及び方法

(1) 審査主体

提案内容についての審査は、市職員等で構成する「日田市デマンド交通システム構築・運用保守業務委託候補者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において行う。

(2) 審査基準

別紙「日田市デマンド交通システム構築・運用保守業務委託候補者審査基準」による。

8. 1次審査

(1) 概要

選定委員会は、企画提案書等に基づく1次審査(書類審査)を行い、評価点の高い順に上位3位までを、2次審査の対象として選定するものとする。

(2) 結果の通知

1次審査を行った全ての提案事業者に対して個別に電子メール及び郵送で通知する。

9. 2次審査（プレゼンテーション及びデモンストレーション）

(1) 概要

1次審査（書類審査）によって選定された者を対象に2次審査（プレゼンテーション及びデモンストレーション）を行う。

(2) 日程

令和8年5月29日（金） 予定

時間及び場所については、参加事業者個別に電子メール及び郵送で通知する。なお、2次審査の順番は企画提案書の受付が遅かった者から順に実施する。

(3) 所要時間

45分以内（準備・片付けに係る時間を除く）

項目	内容	時間 (目安)
プレゼンテーション	「企画提案書」に基づくプレゼンテーション	30分
デモンストレーション	提案するデマンド交通システムの利用画面及び管理画面等のデモンストレーション	
質疑応答	企画提案書等、プレゼンテーション及びデモンストレーションについての質疑応答	15分

(4) 実施方法

- ① 本業務を受託した際に担当者となる者が現地参加で説明を行う。
- ② 先にプレゼンテーションを行い、終了後にデモンストレーションを行う。
- ③ 2次審査は、「A社」「B社」等、事業者名を伏せて行う。
- ④ 準備時間は、10分以内、片付け時間は5分以内とする。

(5) 出席者

現地出席者は3人以内とする。なお、出席者の一部がリモート参加することは可能とするが、リモート参加に係るWeb会議設定や機材等の準備は提案事業者が行うこと。

(6) 必要な設備等

プレゼンテーション及びデモンストレーションに必要な機器（パソコン等）は提案事業者が準備すること。

※大型ディスプレイ（75インチ）は本市で用意する。

(7) 結果の通知等

審査結果は、契約候補者が決定した後、速やかに2次審査を行った全ての提案事業者に対して、電子メール及び郵送で通知するものとする。また、契約候補者の企業名及び総合評価点、次点者の総合評価点を市ホームページで公表する。なお、電話等による問合せには一切応じない。

10. 参加の辞退

参加申込書提出後に辞退する場合は、速やかに「14. 担当部署」に電話連絡の上、参加辞退届（様式第8号）を郵送又は電子メールで提出すること。

11. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、選定の前後を問わず、その者を失格とする。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないとき
- (2) 2次審査を正当な理由なく欠席したとき
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されているとき
- (4) 選定の公平性を害する行為があったとき
- (5) その他、社会通念に照らし失格に当たる事由があると認められるとき

12. その他留意事項

- (1) 参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (2) 本プロポーザル参加に係る経費は、全て提案事業者の負担とする。
- (3) 企画提案書等については、1者につき1提案に限る。
- (4) 提出期限後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。ただし、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書等の提出後、その内容について不明点があった場合、本市から質問する場合がある。
- (6) 電子メールの通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (7) 不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (8) 提案者が参加資格要件を満たさなくなった場合又は本要領第11の(3)から(5)までのいずれかに該当することが契約締結後に発覚した場合は、当該契約を取り消すことができるものとする。

13. 契約候補者との協議及び契約

契約候補者との契約にあたっては、選定された提案内容を基に、細部について本市と協議し、業務内容を決定したうえで締結する。

なお、本業務は国土交通省の令和8年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト（「交通空白」解消タイプ）補助金を活用する予定であり、契約の締結は当該補助金の交付決定が下りてから行う。

また、契約候補者との協議が整わない場合は、契約を締結せず、審査における優秀提案者を繰り上げて、その者を委託候補者として協議を行う。

14. 担当部署

日田市地域振興部地域振興課公共交通係 担当：進
〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号
電話番号 0973-22-8356（直通）
ファックス 0973-22-8324
電子メール susumu.kazuhiro10@city.hita.lg.jp